

所得税、市・県民税の申告相談会を開催します

還付申告相談会を開催します

この相談会では、所得税の還付申告のほかに、収入が遺族年金や障害年金のみの人、収入が無い人、給与や年金収入のみで所得税が課税されない人の「市・県民税申告書」も受け付けます。特に、住宅や子どもの学校・幼稚園の関係で所得証明書が必要になる人はこの機会に申告をおすすめします。(未提出の場合は、証明書発行までに時間を要する場合があります。)

所得税の確定申告期間中は大変混み合いますので、待ち時間の少ない、この機会をご利用ください。



○相談日および会場

とき	ところ	時間	対象
2月2日(月) ～4日(水)	市役所本庁 4階 大会議室	午前9時～11時30分 午後1時～4時	1. 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人 2. 医療費控除の適用を受ける人 3. 年末調整が済んでいない人 4. 公的年金などの所得に係るもの

※この期間は、確定申告書は税理士、税務署職員が、市・県民税の申告書は市役所職員が受け付けします



確定申告は
簡単・便利な
e-Taxを
ご利用ください

- 協力団体 関東信越税理士会 村上支部
- 問い合わせ 確定申告に関すること 村上税務署 ☎53-3141 (自動音声案内)
※自動音声案内「2」を選択してください
- 市・県民税に関すること 税務課市民税係 ☎53-2111
(内線221、222)
または各支所地域振興課市民生活室

「確定申告用納入済額のお知らせ」を郵送します

国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象になります。1月20日頃に控除可能額をまとめた「確定申告用納入済額のお知らせ」を郵送しますので、申告の際に持参してください。

- 問い合わせ 税務課保険税係 ☎53-2111 (内線223、224)

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の改正が行われます

平成25年12月入居の人までで終了予定だった住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が平成29年12月入居の人まで延長されました。また、控除限度額などについても拡充されました。

一般住宅の場合

居住開始年月日	借入限度額	所得税控除率	各年の所得税控除限度額	最大控除期間	最大控除額	市・県民税における控除限度額(※)
平成26年1月～3月	2,000万円	1%	20万円	10年	200万円	所得税の課税総所得金額等×5%(最高97,500円)
平成26年4月～平成29年12月	4,000万円	1%	40万円	10年	400万円	所得税の課税総所得金額等×7%(最高136,500円)

(※)市・県民税は、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額を市・県民税の控除限度額の範囲で控除します。なお、所得税が非課税で住宅借入金等特別控除が適用されなかった場合は、市・県民税での適用もありません

(注)「平成26年4月～平成29年12月」の欄の金額は、住宅に係る消費税の税率が8%または10%である場合の金額です。それ以外の場合は上記の期間内であっても「平成26年1月～3月」の控除限度額が適用されます。

- 問い合わせ 所得税に関すること 村上税務署 ☎53-3141 (自動音声案内)
市・県民税に関すること 税務課市民税係 ☎53-2111 (内線221、222)

各地区ごとに差し替え(5種類)

医療費控除について

医療費控除は必ず集計してください

医療費控除とは、自分や自分と生計が同じ親族の病気やけがなどで医療費を支払ったときに、下記の計算式で計算した金額を所得から差し引くことができるものです。

1月から12月までに支払った医療費	－	保険金などから補てんされる金額(高額療養費、高額介護サービス費、入院給付金など)	－	10万円 (所得金額が200万円未満の場合は、所得の5%の金額)	＝	医療費控除額 (200万円限度)
-------------------	---	--	---	-------------------------------------	---	---------------------

○対象になるもの

医師・歯科医師による治療代・診療代、治療・療養のための医薬品の購入費、治療のためのはり師などによる施術、治療・診療を受けるために直接必要な通院費用・入院部屋代・松葉杖代など

①介護保険サービス(施設サービス)を受けている場合

施設名	医療費控除の対象金額の計算方法	対象とならないもの
特別養護老人ホーム <small>(介護老人福祉施設：いわくすの里、さつき園、羽衣園、ゆり花園、たかつほ、垂水の里など)</small>	(介護保険自己負担額+食費+居住費) × 1 / 2	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活費 ・日用品費 ・教育娯楽費 ・洗濯代 ・理容代 ・おやつ代 ・おこづかいなど ・特別なサービス費用
老人保健施設 <small>(介護老人保健施設：三面の里、杏園、優和の里、関川愛広苑など)</small>	介護保険自己負担額+食費+居住費	
介護療養型医療施設 <small>(療養型病床群等：肴町病院、村上記念病院、山北徳洲会病院など)</small>	介護保険自己負担額+食費+居住費	

※室料差額は、診療を受けるためにやむを得ず支払うものだけが医療費の対象となります

②介護保険サービス(居宅サービス)を受けている場合

単独で対象となる居宅サービス (介護保険の対象となるものの自己負担額)	同じ月に、左の(医療系)居宅サービスを利用すると対象となる居宅サービス (介護保険の対象となるものの自己負担額)	医療費控除の対象とならない居宅サービス
医療系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション(デイケア) ・短期入所療養介護(ショートステイ) ※医療系のショートステイは、介護老人保健施設や介護療養型医療施設への短期入所	福祉系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス (訪問介護。ただし、生活援助中心は除く) ・訪問入浴介護 ・通所介護(デイサービス) ・小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護(ショートステイ) ※福祉系のショートステイは、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)への短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・有料老人ホームの特定施設入所者生活介護 ・福祉用具購入費 ・住宅改修費 ・福祉用具貸与

○対象にならないもの

健康診断や美容整形の費用、予防接種や健康食品の費用、治療に必要としない近視等のメガネや補聴器などの費用、通院のための自家用車のガソリン代、薬局・ドラッグストアで購入した日用品など

○戻ってくる金額(還付金額)

医療費控除により還付になる場合、戻ってくる金額は、源泉徴収されていた所得税で確定申告により清算した税金です(医療費ではありません)。このため、申告しても還付にならない場合があります。

※6か月以上寝たきりの人のおむつ代について

おむつ代について医療費控除を初めて申告する場合は、おむつ代の領収書と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

2年目以降は、本庁介護保険室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口で交付する「おむつ使用確認書」で申告することができます。ただし、要介護認定を受けていて、一定の要件に該当する人が対象です。

■申請先・問い合わせ 介護高齢課介護保険室 ☎53-2111(内線362、363)
または各支所地域振興課地域福祉室

■申告書事前整理シート

申告相談に出かける前に、いま一度、自分の書類などを確認しましょう。



忘れ物はありませんか？

- 印鑑 通帳の口座番号などが分かるもの（還付がある場合のみ）

収入の種類は何ですか？

収入の種類	準備するもの	(注意事項)										
<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 公的年金	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票（原本）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ○○年分 源泉徴収票 </div> <p>必ず「源泉徴収票」と記載されていますので、申告前に記載の有無と年分の確認をしてください。</p> <p>無くした場合は、給与(年金)の支払者から再発行をしてもらってください。 ※市役所では発行できません</p>										
<input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 土地の貸出	<input type="checkbox"/> 収支内訳書 <input type="checkbox"/> 収支内訳書の内容が確認できる資料（領収書や請求書など）	<p>収支内訳書を申告受け付け開始までに必ず作成してください。</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>収入</td> <td>材料費○○円</td> </tr> <tr> <td>売り上げ○○円</td> <td>通信費○○円</td> </tr> <tr> <td>必要経費</td> <td>修繕費○○円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃○○円</td> <td>消耗品費○○円</td> </tr> <tr> <td>光熱水費○○円</td> <td>雑費○○円</td> </tr> </table>	収入	材料費○○円	売り上げ○○円	通信費○○円	必要経費	修繕費○○円	地代家賃○○円	消耗品費○○円	光熱水費○○円	雑費○○円
収入	材料費○○円											
売り上げ○○円	通信費○○円											
必要経費	修繕費○○円											
地代家賃○○円	消耗品費○○円											
光熱水費○○円	雑費○○円											
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入などが確認できる資料	<p>準備するものは、事前に問い合わせるなどして、確認しておいてください。</p>										

所得から控除する(差し引く)ものはありますか？

控除するもの	準備するもの	(注意事項)
<input type="checkbox"/> 医療費控除	<input type="checkbox"/> 領収書など 合計 _____ 円	<p>必ず合計額を集計してください。</p> <p>生命保険金や、高額医療費、出産一時金の支払いがあった場合は、その金額も集計しておいてください。</p>
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除 (国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)	<input type="checkbox"/> 支払いが確認できるもの	
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 保険会社が発行する控除証明書	<p>通帳や振り込みの領収書ではなく、控除証明書を持参してください。なくした場合は、保険会社にお問い合わせください。</p>
<input type="checkbox"/> 障害者控除	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、障害者控除認定書のいずれか	
<input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除	(配偶者と死別・離婚・生死不明のいずれかを申告時に伝えてください)	
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 控除を適用できることが分かるもの	<p>準備するものは、事前に問い合わせるなどして、確認しておいてください。</p>

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111(内線221、222)